

2005.7.12(火)提出

基礎演習 小川富之ゼミ

(テーマ)

「事実婚と法律婚の法的扱いについて」

法学部法律学科2年

04J0** ** ** **

(テーマ)

「事実婚と法律婚の法的扱いについて」

(理由)

日本は以前までちゃんと籍を入れて婚姻するという法律婚の形が一般的でした。しかし、時代が進むにつれて社会の風潮やライフスタイル、考え方が変わってきて籍を入れないが事実上婚姻している状態のカップルが増えてきています。私の周りにはまだこのような事実婚をしている人はいないけど、これから年をとっていくにつれ籍を入れない婚姻の形をとる人が出てくるかもしれません。そんな事実婚をしている人たちについていろいろ気になることがあります。それは、事実婚の場合、法律婚をした人たちに比べ生活していくのに法律に関係する面でどれくらい違いが出てくるのか?と、言うことです。例えば、別れることになって慰謝料を相手方に請求したい場合事実婚でもちゃんと裁判を起こすことは可能なのか。もし、裁判が起こせたとして慰謝料の金額は法律婚で起こした時と差が出てくるのか。二人の間に産まれた子供の立場は世間的にはどのように扱われるのか。子供は両親どちらの苗字を名乗ればいいのか。また、すごく身近に感じられる問題で携帯電話の家族割りは事実婚の場合、利用することが可能なのか。・・・このような事実婚と法律婚の身近な違いを基礎演習をきっかけに詳しく調べてみたいと思いました。

章立て

第一章 はじめに

このテーマを選択した理由。事実婚の意義。

第二章 事実婚と法律婚の法的扱いの比較

法律婚と比較して事実婚に認められる法律効果と認められない法律効果、その理由。また、最近の問題として、例えば、事実婚において携帯電話の加入時の家族割引の適用やカップル間の感謝料請求について。

第三章 事実婚により生じる問題

事実婚と法律婚の間の違いがある上で非嫡出子の扱い、相続について。

第四章 おわりに

事実婚と法律婚のそれぞれの長所、短所。問題に関する自分の見解。

2005.7.12(火)提出

基礎演習 ・ 火曜 1 限 小川 富之ゼミ

法学部法律学科 2 年

04J0** ** ** **

テーマ

「事実婚と法律婚の法的扱いについて」

第一章 はじめに

一節 このテーマを選んだ理由

日本は以前までちゃんと籍を入れて婚姻するという法律婚の形が一般的であった。しかし、時代が進むにつれて社会の風潮や人々のライフスタイル、考え方が変わってきて籍を入れないが事実上婚姻している状態のカップルが増えてきている。私の周りにはまだこのような事実婚をしている人はいないが、これから年をとるにつれ籍を入れない婚姻の形をとる人が現れるかもしれない。私は将来やはり法律婚をするつもりだが、事実婚について少し興味がある。それは、事実婚をした場合、法律婚をした人に比べ法律に関係する面でどれほどの差があるのかという点である。例えば、法律婚に認められている権利は事実婚にも認められるのか、事実婚の状態で二人の間に生まれた子供の立場は世間的にはどのように扱われるのか、相続はどうなるのか。また、日常生活にすごく身近な疑問で携帯電話の家族割りは事実婚の場合でも利用することが可能なのか。このような事実婚と法律婚の違いを基礎演習をきっかけに調べてみたいと思った。

二節 事実婚の意義

明治民法においては、届出主義つまり法律婚を原則とし当事者が届出をしない場合には婚姻を無効とした。戦前は、家の存続や維持を重視した社会であった。結婚式を挙げて妻が嫁としてその家にふさわしいか判断されるまで、あるいは跡継ぎの子を出産できることがわかるまで届出をしなかったし、また鉱山や工場の労働者層では届出をしなくても今までの二人の生活に何の支障がなく届出をしないカップルが比較的多かった。届出の有無で婚姻かどうかを区別し、法律婚だけを保護しようとする法政策は適合性を失っていた。そこで、届出はないが現実に夫婦として生活を営んでいる関係を「内縁」として一定の保護を与えてきた。しかし、今日の日本において婚姻届出を妨げるものはほとんどない。最近の籍を入れない理由として、法律婚が解消されていないために内縁にとどまるカップル、夫婦別姓を望むため、戸籍制度あるいは婚姻制度に伝統的に浸透している性別役割分業へ

の反発、制度にとらわれない自由な男女の結合を望むため、同性カップル、安定的で継続的な関係を築く意思が弱いカップルなどさまざまである。このように届出をしたいのにできない状態から、あえて法律婚を避けて籍を入れない、または同性カップルのように籍を入れたくても入れることを法律で認められていないなど多種多様な婚外共同生活を含むものを「事実婚」としている。

また、「同棲」とは一時的な関係と内縁関係の中間段階にあたるような婚姻意思が不明確な点があり、男性の責任逃れや別れやすいための関係、婚姻への意思を探る試験的な関係として捉えられているふしがあり内縁や事実婚の意味とは少し違う。事実婚をする人々は、自分たちで意識的に事実婚を選択し生活が安定しているカップルが多い。

第二章 事実婚と法律婚の法的扱いの比較

一節 事実婚にも認められる法律効果

事実婚は準婚関係と見られているので、婚姻との違いは届出の有無だけであって夫婦協同生活の実体が存在していることから共同生活に関わる婚姻法の規定は事実婚にも準用することができる。よって次のような義務や権利が事実婚の場合においても認められる。

・同居・協力扶助義務

民法 752 条に定められている同居・協力扶助義務は、事実婚関係が継続している時には基本的に二人の間にも同居の協力義務がある。しかし、この義務は婚姻の本質的な要素が同居であるという考えに立っており、その考えを持っていない人にとって同居・協力義務は法律で強制されるものではなく二人の間の合意によって生じるものとして義務という位置づけが変わる可能性がある。

・貞操義務

夫婦共同生活なので、婚姻関係と同じく事実婚の二人にも貞操義務があるとされる。この義務をしっかりと定めたものはないが、大審院判例が、内縁の妻と私通（男女が密かに情を通ずること）をした男性に対する内縁の夫からの損害賠償を認めたことから判例においても内縁当事者間に貞操義務があることを認めたものと理解されている。また、貞操義務は夫婦相互の義務であり、貞操を約束しあった当事者のみを拘束するものだから、自由な意思で不貞行為をした場合はその責任はその人自身にあり相手方には法的責任はない。お互いの性を支配する権利はなく、婚姻でも事実婚でも不貞行為の相手方の不貞行為責任を認めることはできない。貞操を前提として事実婚関係に入った場合には、その当事者自身が自らの性的関係の責任を負うことになる。

・日常家事債務の連帯責任

二人が生活しているうえで生じる債務について民法 761 条に定められている日常家事債務の連帯責任が準用できる。これは、取引の相手方の信頼を保護するのと家庭生活が円満に送れることを保証しようとする考えからきている。

・婚姻費用分担請求権

夫婦財産契約は、届出を前提としているので事実婚には準用されないが、法定夫婦財産制に関する規定は準用できる。法定夫婦財産制に関する規定は、共同生活から生じる財産的な問題に関する規定であるからだ。別居して関係の解消に至るまでは、婚姻費用分担請求をすることができる。例えば、出産費用やこれに関する費用、医療費などを夫に分担することを請求できる。

しかし、すでに婚姻している人と内縁状態にあるような関係つまり重婚的内縁の場合には認められることは少ない。それは、重婚的内縁として保護を受けようとするときには、実質的な夫婦共同生活をしているだけでなく、法律婚が破綻して事実上の離婚状態になっていることが必要であるからだ。なので、法律婚が破綻した後で重婚的内縁が生じた場合においては法的保護の値するものとしてこの権利を認められることもある。

・夫婦財産の共有推定

民法 762 条の夫婦別産制に規定の第一項の特有財産に関するものは、各自の財産が各自に帰属するのは当然として事実婚の場合にも何も問題なく準用できる。

婚姻解消後の夫婦財産の清算については、財産分与制度があるように関係解消後の財産の帰属については、夫婦財産の清算という形で財産分与の準用によって解決できる。また、死亡解消の場合には財産分与の準用を否定する判例が優勢である。

・社会保障

社会保障は、現実の家庭生活、共同生活の実体こそが権利の基礎であるので各条文も受給権者として配偶者の定義規定の中に「婚姻の届出はないが、婚姻と同様の事情にある者」と定めており、婚姻届の有無そして届出をしなかった理由を問題にしていない。なので、当然事実婚の人にも権利がある。例えば、扶養手当・健康保険・労働災害の遺族補償年金・遺族厚生年金・老齢厚生年金の加給年金・国民年金の遺族基礎年金・寡婦年金・介護休業の申し出や介護による深夜業の規制・公営住宅や公団住宅の入居者資格などが認められる。また、民間の職場でもこれらの規定が参考にされるので、扶養手当・福祉施設の利用・結婚祝い金・死亡退職金などで、法律上の配偶者と同じ扱いがされる。住宅金融金庫の融資も受けられる。

・不当破棄による損害賠償請求

事実婚の場合でも、正当な理由なく関係を解消した者は、相手に対して損害賠償請求を負わなければならない。これは、昭和 33 年の最高裁判決で、内縁を準婚と見たうえで内縁の不当破棄を不法行為責任とする立場を認めているからである。正当な理由とは、不貞・遺棄・虐待・侮辱・強度のヒステリー・性的欠陥・異常な性欲などがあたる。性格の相違・迷信的な言動・家風に合わないこと・健康状態・事実婚成立前の経歴などの理由は、正当理由に該当するがその理由で解消はできない。若い男女の短期間の同棲の場合や、安定的な同居が継続していない状態など、当事者が婚姻予約として主張するときには、判例においても婚姻予約不履行として不当破棄に対する救済をしている。

関係を破綻させた第三者も、当事者だけでなく社会観念上許容されるべき範囲を超えて不当な干渉をしたとして不法行為責任を負わなければならない。

・財産分与

公表審判例で、財産分与の趣旨が、夫婦の財産関係の清算と有責配偶者に対する生活扶助請求権に当たるから、婚姻と事実婚で区別する必要がないこと、および事実婚を段階的に考察し、公然と共同生活を営んできた関係については、財産分与を適用できるとした。財産分与の準用によって、関係解消の正当な理由や責任の所在に振り回されないで、二人の形成した財産の平等な分配や関係解消後の生活に困る人への救済を家庭裁判所で調停・審判を利用して行うことができる。さらに、事実婚といえるかわからないような関係についても、自ら関係を解消した者が慰謝料や扶養のための財産分与を請求することは信義則上認められないが、共同して形成した財産の清算としての財産分与を認めることができる可能性がある。このように財産の清算についてはかなり広く準用を認めており、協力して築いた財産を一方が独占する不合理さを解消しようとしている。

二節 事実婚には認められない法律効果

・夫婦間の契約取消権

事実婚を準婚と見る立場から、民法 754 条にある夫婦間の契約取消権についてはその規定の不合理さから準用はできないとされている。最近の下級審判決は、内縁が破綻する前に結ばれた贈与契約について、規定の不合理さだけでなく、内縁の妻には相続権がないことなど財産的保護が薄いことを理由に契約取消権を類推適用すると、贈与を受けた内縁の妻の法的位置が不安定なものとなり、不当な結果を起すことも理由として加え、内縁破綻前に結ばれた契約についても取り消しができないことを明確にした。

・夫婦同一姓名

民法 750 条に「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。しかし、この法規は事実婚の場合には適用されない。なぜならば、氏は法的な家族関係の成立・変更・消滅により取得・変更されるものであるから、婚姻が成立していないにも関わらず戸籍上、一方の氏を他方の氏に変更するのは不可能である。

・婚姻による成年

民法 753 条にある「婚姻による成年」は、未成年者が婚姻をすることによって成年に達したとみなされることを言う。753 条の適用があるのは、未成年者の非嫡出子に対する親権の発生などが否定されるのにほかならないので事実婚に対しては認められない。

・子の嫡出性の推定

事実婚関係の二人の間に生まれた子どもは非嫡出子となる。

・税法における扱い

現在の所得税法は、その時々国民生活基準から見て通常必要とされる生計費に対応する部分を、家族の構成内容、家族数などに応じて税の負担の差を設けており、扶養控除や

配偶者控除がこれにあたる。しかし、所得税法に内縁保護規定がないことを理由に事実婚配偶者を所得税法上の扶養親族とはしなかった。

・配偶者相続権

事実婚の事実の証明の困難さや相続関係における画一的の要請を理由に、配偶者に配偶者相続権を認めない。

生命保険金においても、相続権がないことから生命保険契約にも影響を与えている。例えば、内縁の夫が自分を被保険者とする生命保険契約をするにあたり、ただ保険金受取人を「相続人」とした場合には、内縁の妻はこれに当たらず、保険金を受け取ることができない。

三節 最近の問題

最近の問題として携帯電話加入時の家族割りについて事実婚の場合でも適用できるのかという疑問についてドコモ、au、ボーダフォン、ツーカーのすべてが、名字か住所が同じであるなら適用可能である。証明書類として、住民票・健康保険証・免許証の提示を必要とする。なので、事実婚の場合でも住所が同じであるならば家族として認められ家族割りのサービスが受けられるのだ。この問題に対する問い合わせが多くなってきたことと、社会も事実婚が増えてきてそれに対応したことが背景にある。

第三章 事実婚により生じる問題

一節 配偶者の氏の変更

第二章の二節に述べたように夫婦同一姓名は事実婚の場合において認められていない。夫婦別姓を望んでいるために事実婚を選択しているカップルには何も問題はないが、妻が夫に生計を依存する場合は家庭生活を夫の氏で営んでいることが多いため妻が夫の氏を名乗りたがるケースが多い。さきほども述べたと通り法律上は氏の変更は不可能であるから戸籍法 107 条の「やむをえない」事由による氏の変更しか道はない。氏の変更といっても誰でも簡単にできるわけではない。変更の必要性和妥当性を検討した上でできるものであり、申立人の便宜だけでは判断されない。氏は法的な家族関係の成立・変更・消滅により取得・変更されるものであるから、婚姻が成立していないにも関わらず戸籍上、一方の氏を他方に氏に変更するのは不可能であり特別な事情が存在することが必要である。二人の間に氏の永年使用の実績があれば、本人の意思が明確であり社会的に秩序を乱すおそれはないのだから基本的には変更を許可してもよいように思われる。

また、すでに婚姻している人と内縁状態にあるような関係つまり重婚的内縁の場合の氏の変更についてである。この問題は、重婚的内縁という関係の法的評価をどのようにするかによって変更の肯定派と否定派に分かれる。肯定派は、いずれも永年にわたる内縁の夫の氏の使用実績に着目している。判例においても、法律上の妻の意思が明確であったり、

法律上の妻の方から実家に帰ったため別居が継続したり、内縁の夫も法律上の妻もすでに死亡しており、婚内子も内縁の妻の氏の変更に同意しているなどの事情を考慮した例もある。一方、否定派は重婚的内縁によって法律婚が破綻になるケースがほとんどであり、そのために法律上の妻が内縁の妻の氏の変更に強く反対しており、法的利益や一夫一婦制の保護を理由に変更を認めないとしている。

二節 子どもの扱い

事実婚の夫婦の間にできた子どもはもちろん婚外子である。よって母親の戸籍に入り母親の氏を名乗り、母親が親権を持ち扶養義務が生じる。基本はやはり母親にある。そこで父親との父子関係を成立させたいなら父親の「認知」というものが必要となる。この認知があれば、父に扶養義務が生じて父母の協議によって親権者を母親から父親に変更することや、家庭裁判所の許可を得て氏を父親の氏に変更することができる。認知は、母親が懐妊中か子どもが成人に達した場合以外は父親はいつでもすることができ、母親や子どもの承諾はいらない。ここで問題なのが認知は父の意思次第であって母親や子どもの意思は考慮されていないので子どもの望まない父子関係が成立してしまうことがある。認知の条件に母親と子どもの承諾を必要とすべきではないのだろうか。また、子どもの氏について父母の氏が違うのでどちらの氏を名乗るのか選択権は子ども自身になければならないのではないか。

非嫡出子に対する親権は父母どちらかが単独で行うと定められている。しかしこれは夫が婚姻外で子どもをもうけてしまった場合が前提とされている。積極的に事実婚をしようとするカップルにおいてこのような単独親権では不満である。子どもの立場になってみると子は両親の教育・監護を受ける権利があるのだから、実際生活することに困らなくても、法規範の上でこれを明記する必要がある。だから、非嫡出子の場合でも必要性があり可能ならば共同親権を認めるべきである。

公的表示で、嫡出子が戸籍の父母との続柄欄や住民票の世帯主との続柄欄において「長男」「長女」「二男」「二女」など性別と序列が記載されるのに対し、非嫡出子は戸籍において「男」「女」、住民票において「子」と記載される。出生届でも「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかをチェックする様式になっている。これは事務の現場で、民法が嫡出子と非嫡出子を異なって扱う以上表記の仕方が違うのも当然といえるかもしれない。しかし、現在の戸籍、住民票、出生届の制度の目的からしてこのような表記の必要性があるかどうかである。戸籍制度の目的は、人の身分関係を証明するのであって嫡出子なのかどうかは相続のときのみ関係がある。住民票の目的は、居住関係であり嫡出を区別する必要は全くない。親や非嫡出子に対してこのような扱いをするのは精神的自由の侵害になるのではないか。

第四章 おわりに

一節 法律婚の長所・短所

届出をしている法律婚はやはりいろいろな権利・義務が保障されている。なので、生活していくうえで何も困ることはない。ただ、離婚した場合に戸籍が汚れるので軽い気持ちではできない。

二節 事実婚の長所・短所

事実婚は最近特に増えてきて、これまでの法律婚主義に疑問を抱いてあえて籍を入れない人にとっては法律婚と同様の権利・義務が認められているので以前より生活しやすくなってきた。そこで長所は、関係を解消するときに戸籍が汚れないし、精神的に縛られないし、夫婦別制なのであらゆる場面において自分の姓を名乗ることができることだ。また、事実上は夫婦であるのだが世間一般で言う「夫婦」や「家の嫁」からは自由でいられる。短所は、考えの古い人には事実婚がよく理解されず「非常識」「社会人としてケジメがない」などの非難、偏見の目で見られることがある。子どもが非嫡出子として差別や偏見にあう可能性がある。

三節 まとめ

法律婚と事実婚の法的効果をそれぞれ比較してみて、想像していた以上に法律婚の権利・義務を準用できるものが多いことがわかった。これなら、事実婚で生活していこうとするとときに困ることは少ないだろう。しかし、まだ準用が認められていない法律効果もある。その認められない理由として正当な理由もあるが、中には事実婚の人々に対して認めても何も不都合が生じない事柄もあり、それを今後認められていったら、もっと快適に生活できるようになり、事実婚と法律婚の法的扱いの違いが最小限に抑えられるだろう。

テーマ

「事実婚と法律婚の法的扱いについて」

参考文献

- ・ 二宮 周平 『事実婚』(一粒社、2002)
- ・ 二宮 周平 『事実婚の現代的課題』(日本評論社、1990)
- ・ 太田 武男 『内縁の研究』(有斐閣、1965)
- ・ 太田 武男 『事実婚の比較的研究』(有斐閣、1986)
- ・ 中川善之助教授還暦記念家族法大系刊行委員会編 『家族法大系』
(有斐閣、1959)